

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター
 〒812-0011
 福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
 ☎ 092-409-4188
 Fax 092-409-4187
 Eメール akiko@b-souken.com

アジサイの季節です。



雨が続く6月。ムシムシ、ジメジメうっとうしい梅雨の季節がやってきました。

さらに、新型コロナウイルス感染症が追い打ちをかけ、気が重くなりますね。

でも、そんな中で雨露を受けしっとりと咲く紫陽花は、美しく梅雨空を吹き飛ばしてくれる救世主のような気がします。

庭のアジサイを切り花にして、中華料理屋さんから頂いた紹興酒の甕に挿してみました。

アジサイは、いくつもの花びら（本当はガクですが・・・）が寄り添って咲く花。皆で力を合わせて頑張っ！と言っているのかもしれないね。



厚生年金保険料等・労働保険料等の納付猶予特例

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、1年間、特例として厚生年金保険料・労働保険料等の納付を猶予することが可能となります。

猶予対象となる厚生年金保険料等や労働保険料等は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する保険料等です。

この納付猶予が認められると、担保の提供は、不要となり、延滞金もかかりません。

* 詳細については、お気軽にお尋ね下さい。



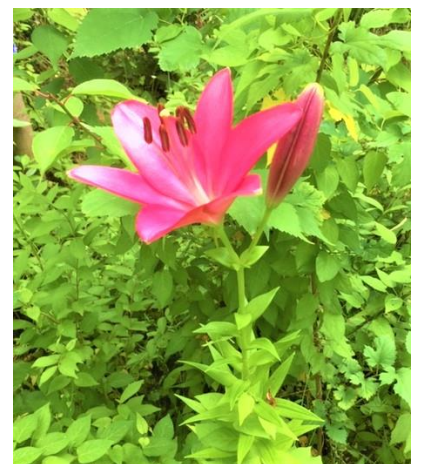
社会保険の算定基礎届の提出時期が迫っています。 労働保険の年度更新は、8月末まで延期されます。

健康保険・厚生年金保険の適用事業所の「算定基礎届」の提出は、毎年7月1日から7月10日までに義務付けされています。

この届出期限は例年どおりです。

労働保険の年度更新期間は、例年6月1日から7月10日まででしたが、今年は、新型コロナウイルスの影響により6月1日から8月31日までに延長されています。

詳細については、お気軽にご相談下さい。



人事労務センターホームページ

<http://roumu.b-souken.com>

Eメール : akiko@b-souken.com

内縁関係の場合、健康保険の被扶養者になれますか

Q&A

Q：内縁関係の妻の場合は、健康保険の被扶養者になれますか？

A：内縁関係の配偶者であっても、要件を満たしていれば被扶養者になることができます。

Q：具体的な要件について教えてください。

A：健康保険の被扶養者になるためには、主として被保険者の収入で生計を維持している75歳未満で後期高齢者医療の被保険者とならない人です。

Q：手続きをするためには、どのような書類が必要ですか？

A：被保険者本人と被扶養者双方の戸籍謄本又は戸籍抄本と被扶養者の収入に関する証明（非課税証明書や年金振り込み証明書など）が必要です。

Q：被扶養配偶者として、国民年金の第3号被保険者になれるのでしょうか？

A：健康保険の被扶養者と認定されれば、国民年金の第3号被保険者となります。

また、被扶養配偶者が20歳以上60歳未満に限る等の条件があります。

なお、被扶養者の年収要件は、60歳未満は、130万円未満、60歳以上または障害者の場合は、180万円未満です。

* その他、詳細は、お尋ねください。

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような、「新しい様式」における熱中症予防行動の5つのポイントを紹介します。

(1) 暑さを避けましょう

・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整

・暑い日や暑い時間帯は無理をしない

(2) 適宜マスクをはずしましょう

・気温・湿度の高い中のマスク着用は要注意

・屋外で十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合は、マスクをはずす

(3) こまめに水分を補給しましょう

・のどが渇く前に水分補給

・1日あたり1.2リットルを目安に

・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

(4) 日頃から健康管理をしましょう

・日頃から体温測定、健康チェックを

・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

(5) 暑さに備えた体作りをしましょう

・暑くなり始めの時期から適度に運動を

・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で

・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で30分程度

(令和2年5月環境省・厚生労働省発)



あとかき

コロナ自粛によって、ちょっとだけ、業務に忙殺する日々から解放され、充実感を感じることがあります。

それは、庭に咲く花を愛でるだけでなく、切花を花瓶に挿して愛でる余裕ができたことです。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール: akiko@b-souken.com